

# 北九州吹奏楽連盟

## 令和6年度事業案内

令和6年度中は大切に保管し、各会議に必ず持参  
してください。

## 北九州吹奏楽連盟

[ e-mail ] [kita9suiiren@gmail.com](mailto:kita9suiiren@gmail.com)

[ ホームページ ] <https://www.kita9-ba.jp>

お問い合わせは  
北九州吹奏楽連盟事務局まで  
kita9sui ren@gmail.com

各事業の参加申込書やその他書類は、  
北九州吹奏楽連盟ホームページからダ  
ウンロードしてください。  
<https://www.kita9-ba.jp/>

代表者会議や事業当日に関する派遣  
依頼書は、団体責任者へ電子メールに  
て送信いたします。

#### 楽譜の借用について

最近市販の楽譜を借用し、コピーして使用する方が増えています。  
これは、著作権法により、厳しく禁止されていますので、団体の皆様  
には、十分自重をお願いいたします。

# 令和6年度事業計画

## 北九州吹奏楽連盟主催

### ◆第64回吹奏楽祭

6月 2日 (日)

於：北九州ソレイユホール

### ◆第69回北九州吹奏楽コンクール

7月27日 (土) 全部門B, 高等学校A

於：北九州ソレイユホール

7月28日 (日) 中学生A

於：北九州ソレイユホール

### ◆第57回北九州アンサンブルコンテスト

11月24日 (日) 中学生, 高等学校

於：黒崎ひびしんホール (大ホール)

### ◆クリスマスコンサート2024

12月15日 (日)

於：北九州ソレイユホール

## --- 関連の会議 ---

### ◇令和6年度総会

4月13日 (土) 14:00～

於：九州国際大学K I Uホール

### ◇第64回吹奏楽祭代表者会議

5月 4日 (土) 14:00～

於：黒崎ひびしんホール (中ホール)

### ◇第69回北九州吹奏楽コンクール代表者会議

6月22日 (土) 14:00～

於：北九州市立男女共同参画センター・ムーブ  
大セミナールーム

### ◇第57回北九州アンサンブルコンテスト代表者会議

※10月19日 (土) 14:00～

於：未定(メールにてお知らせ)

### ◇クリスマスコンサート2024代表者会議

※11月16日 (土) 14:00～

於：未定(メールにてお知らせ)

※は変更の可能性があります。(メールにてお知らせいたします。)

## 福岡県吹奏楽連盟主催

### ■第38回福岡県マーチングコンテスト・小学生バンドフェスティバル

6月16日(日) 全部門 於：福岡国際センター

### ■第40回福岡県吹奏楽コンクール

7月13日(土) 大学 於：北九州ソレイユホール

7月14日(日) 職場・一般 於：北九州ソレイユホール

8月3日(土) 中学生 於：福岡サンパレス&ホール

8月4日(日) 小学生, 高等学校 於：福岡サンパレス&ホール

### ■第18回福岡県アンサンブルコンテスト

12月21日(土) 小学生, 大学, 中学生 於：イイヅカコスモスコモン

12月22日(日) 高等学校, 職場・一般 於：イイヅカコスモスコモン

## 九州吹奏楽連盟主催

### ●第69回九州吹奏楽コンクール

8月23日(金) 小学生 於：福岡サンパレス&ホール

8月24日(土) 中学生 於：福岡サンパレス&ホール

8月25日(日) 高等学校 於：福岡サンパレス&ホール

8月31日(土) 大学 於：アルカスSASEBO

9月1日(日) 職場・一般 於：アルカスSASEBO

### ●第42回九州マーチングコンテスト・小学生バンドフェスティバル

10月12日(土) 小学生, 中学生 於：別府ビーコンプラザ

10月13日(日) 高等学校以上 於：別府ビーコンプラザ

### ●第50回九州アンサンブルコンテスト

令和7年 2月8日(土) 小学生, 中学生 於：宮崎市民文化ホール

2月9日(日) 高等学校, 大学, 職場・一般 於：宮崎市民文化ホール

## 全日本吹奏楽連盟主催

### ◎第72回全日本吹奏楽コンクール

10月19日(土) 中学生 於：宇都宮市文化会館

10月20日(日) 高等学校 於：宇都宮市文化会館

10月26日(土) 大学 於：札幌コンサートホールKitara

10月27日(日) 職場・一般 於：札幌コンサートホールKitara

### ◎第43回全日本小学生バンドフェスティバル

10月26日(土) ステージパフォーマンス部門 於：札幌コンサートホールKitara

11月16日(土) マーチング部門 於：大阪城ホール

### ◎第37回全日本マーチングコンテスト

11月16日(土) 中学生 於：大阪城ホール

11月17日(日) 高等学校以上 於：大阪城ホール

### ◎第48回全日本アンサンブルコンテスト

令和7年 3月20日(祝) 全部門 於：福井県立音楽堂ハーモニーホールふくい

## 各種届出について

### ◆連盟加盟について

- (1) 4月配付の連盟加盟書を提出してください。
- (2) 連盟加盟費は、8,000円。
- (3) 団体名は、設置者を含め正確に記入してください。(例 北九州市立〇〇中学校)
- (4) 職印(学校長印, 団長印等)を必ず押印してください。
- (5) 総会後の加盟申し込みについて
  - ① マーチングコンテストに出場を希望する団体は、必ず4月末日までに加盟手続きを済ませてください。(手続きが5月以降になると上記大会への出場ができません。)
  - ② 吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテストに出場を希望する団体は、必ず5月末日までに加盟手続きを済ませてください。(手続きが6月以降になると上記大会への出場ができません。)
  - ③ その他の主催事業に関しては、それぞれの代表者会議までに加盟手続きを済ませてください。
- (6) 九州大学吹奏楽連盟・九州一般吹奏楽連盟の加盟申し込みについて
  - ① 本加盟とあわせて「九州大学吹奏楽連盟」「九州一般吹奏楽連盟」に加盟してください。
  - ② 加盟費はそれぞれ次のとおりです。  
大学 5,000円 一般 3,000円
  - ③ 加盟は6月末日までです。手続き方法は、直接事務局に持参するか、連盟行事の際に行ってください。
- (7) 加盟費の納入については、指定された振替用紙で行ってください。

### ◆規定について

各大会の規定については、全日本吹奏楽連盟のホームページをご覧ください。  
<http://www.ajba.or.jp>

### ◆著作物使用料について

- (1) 本連盟主催の各事業については、著作権協会との包括契約に基づき、著作物使用料を支払います。各事業で発生する著作物使用料については、本連盟が一括して負担いたします。
- (2) 演奏利用明細書は、北九州吹奏楽連盟ホームページに準備しております。団体名、曲目、演奏時間、作・編曲者名を入力(記入)して、代表者会議で提出してください。
- (3) 組曲・メドレー、シンフォニー等の演奏については、1曲ごとに曲名、作・編曲者名、演奏する楽章とそれぞれの演奏時間を明記してください。

### ◆ピアノ使用料について

本連盟主催事業でのピアノ使用料や調律代は本連盟が負担いたします。

### ◆行事後援願いについて

加盟団体主催の演奏会については、必要であれば当連盟が後援いたします。(申請不要)ただし、施設使用料などの減免措置はありません。また、演奏会についての問い合わせ、トラブル等は、主催団体で責任をもって行ってください。

### ◆備品借用願いについて

- (1) 本連盟の備品(チャイム)を借用したい団体は、事業案内の備品貸出規定に基づいて貸し出しいたします。
- (2) 指定の様式に使用目的・借用備品名・借用期間・使用料等を記入してください。
- (3) 職印(学校長印, 団長印等)を必ず押印してください。

## プログラム内容の提出について

### 1 提出方法

1	データの提出先	宛先: meibo@kita9-ba.jp ※メールを開くためにパスワードが必要な団体は、パスワードを必ず連絡してください。
2	提出期限	代表者会議 2 日前の19:00まで
3	件名	事業名と団体名
4	メール本文	団体名と団体責任者名を必ず入力 ※添付データを開くためにパスワードが必要な団体は、パスワードを必ず連絡してください。
5	添付ファイル名	行事名と団体名
6	用紙の提出	プリントアウト(A4用紙縦置き, 横書き)して代表者会議で提出 ※パソコンでの入力が必要な文字については, ★を記入し朱書き

### 2 入力

1	ソフトウェア	マイクロソフト『Word』, ジャストシステム『一太郎』を使用														
2	用紙	A4の用紙を縦置きにし, 横書きにしてください。														
3	フォント	MS 明朝体(1行ごとに改行してください) ※ 11ポイント ※MSP 明朝体は不可														
4	内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">団体名</td> <td>加盟申込書に記入した名称を記入 ※「イ」と「ィ」の区別ははっきりと。</td> </tr> <tr> <td>出演者数</td> <td>数字は半角, 最後に「名」を付ける 例:40名 ※アンサンブルコンテスト…編成を入力 例:打楽器六重奏</td> </tr> <tr> <td>指揮者名</td> <td>「指揮」と記入し, 1文字分あけて7文字分で名前を入力</td> </tr> <tr> <td>曲名</td> <td>参加申込書に記入した通りに記入 ※吹奏楽コンクールでは課題曲番号を入力</td> </tr> <tr> <td>作曲者名</td> <td>「作曲」と記入し, 1文字分あけて名前(スペース不要)を入力 ※漢字圏以外の名前は, カタカナ表記</td> </tr> <tr> <td>編曲者名</td> <td>「編曲」と記入し, 1文字分あけて名前(スペース不要)を入力 ※漢字圏以外の名前は, カタカナ表記</td> </tr> <tr> <td>出演者(登録者)氏名</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 行頭に団体名</li> <li>② 次の行から1行に5名の氏名を入力して改行, 人数分の氏名を入力</li> <li>③ 1人の氏名の文字数は全角7文字分 (姓3文字+スペース1文字+名3文字)</li> <li>④ 名前と名前の間は全角2文字スペースを入れる</li> <li>⑤ 旧字体, 特殊文字(パソコンでの入力が不可能)については, ★を記入し, プリントアウトした用紙に朱書き</li> <li>⑥ 漢字圏以外の表記は, カタカナで記入 ※アンサンブルコンテスト…名前の前に担当楽器を記入(1行に2名)</li> </ol> </td> </tr> </table>	団体名	加盟申込書に記入した名称を記入 ※「イ」と「ィ」の区別ははっきりと。	出演者数	数字は半角, 最後に「名」を付ける 例:40名 ※アンサンブルコンテスト…編成を入力 例:打楽器六重奏	指揮者名	「指揮」と記入し, 1文字分あけて7文字分で名前を入力	曲名	参加申込書に記入した通りに記入 ※吹奏楽コンクールでは課題曲番号を入力	作曲者名	「作曲」と記入し, 1文字分あけて名前(スペース不要)を入力 ※漢字圏以外の名前は, カタカナ表記	編曲者名	「編曲」と記入し, 1文字分あけて名前(スペース不要)を入力 ※漢字圏以外の名前は, カタカナ表記	出演者(登録者)氏名	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 行頭に団体名</li> <li>② 次の行から1行に5名の氏名を入力して改行, 人数分の氏名を入力</li> <li>③ 1人の氏名の文字数は全角7文字分 (姓3文字+スペース1文字+名3文字)</li> <li>④ 名前と名前の間は全角2文字スペースを入れる</li> <li>⑤ 旧字体, 特殊文字(パソコンでの入力が不可能)については, ★を記入し, プリントアウトした用紙に朱書き</li> <li>⑥ 漢字圏以外の表記は, カタカナで記入 ※アンサンブルコンテスト…名前の前に担当楽器を記入(1行に2名)</li> </ol>
団体名	加盟申込書に記入した名称を記入 ※「イ」と「ィ」の区別ははっきりと。															
出演者数	数字は半角, 最後に「名」を付ける 例:40名 ※アンサンブルコンテスト…編成を入力 例:打楽器六重奏															
指揮者名	「指揮」と記入し, 1文字分あけて7文字分で名前を入力															
曲名	参加申込書に記入した通りに記入 ※吹奏楽コンクールでは課題曲番号を入力															
作曲者名	「作曲」と記入し, 1文字分あけて名前(スペース不要)を入力 ※漢字圏以外の名前は, カタカナ表記															
編曲者名	「編曲」と記入し, 1文字分あけて名前(スペース不要)を入力 ※漢字圏以外の名前は, カタカナ表記															
出演者(登録者)氏名	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 行頭に団体名</li> <li>② 次の行から1行に5名の氏名を入力して改行, 人数分の氏名を入力</li> <li>③ 1人の氏名の文字数は全角7文字分 (姓3文字+スペース1文字+名3文字)</li> <li>④ 名前と名前の間は全角2文字スペースを入れる</li> <li>⑤ 旧字体, 特殊文字(パソコンでの入力が不可能)については, ★を記入し, プリントアウトした用紙に朱書き</li> <li>⑥ 漢字圏以外の表記は, カタカナで記入 ※アンサンブルコンテスト…名前の前に担当楽器を記入(1行に2名)</li> </ol>															

記入例（吹奏楽コンクール，吹奏楽祭，クリスマスコンサート）

※ ■はスペース，必要事項を記入してください。

(団体名)  
 ○○ (半角) 名  
 指揮 ■<sup>1</sup>△<sup>2</sup>△<sup>3</sup>△<sup>4</sup>△<sup>5</sup>△<sup>6</sup>△<sup>7</sup>  
 (課題曲) ※吹奏楽コンクールのみ、番号を記入。  
 (曲名)  
 作曲 ■△△△△  
 編曲 ■△△△△  
 (団体名)  
<sup>1</sup>福<sup>2</sup>岡<sup>3</sup>花<sup>4</sup>子<sup>5</sup> ■■<sup>1</sup>北九州<sup>2</sup>次<sup>3</sup>郎<sup>4</sup> ■■<sup>1</sup>筑<sup>2</sup>豊<sup>3</sup>光<sup>4</sup>二<sup>5</sup>郎<sup>6</sup> ■■<sup>1</sup>南<sup>2</sup>口<sup>3</sup>口<sup>4</sup>瑠<sup>5</sup>香<sup>6</sup> ■■<sup>1</sup>大<sup>2</sup>木<sup>3</sup>口<sup>4</sup>口<sup>5</sup>遥<sup>6</sup>  
<sup>1</sup>林<sup>2</sup>口<sup>3</sup>口<sup>4</sup>口<sup>5</sup>緑<sup>6</sup> ■■<sup>1</sup>澤野<sup>2</sup>宗<sup>3</sup>右<sup>4</sup>衛<sup>5</sup>門<sup>6</sup> ■■<sup>1</sup>勅使<sup>2</sup>河原<sup>3</sup>口<sup>4</sup>薫<sup>5</sup>子<sup>6</sup> ■■<sup>1</sup>フランク<sup>2</sup>エリクソン<sup>3</sup> ■■<sup>1</sup>★<sup>2</sup>崎<sup>3</sup>口<sup>4</sup>竜<sup>5</sup>口<sup>6</sup>馬<sup>7</sup>

登録人数分の名前を記入

《手書き》 → 吉

※「崎」「高」「徳」などはパソコンでの入力をお願いします。

記入例（アンサンブルコンテスト）

※ ■はスペース，必要事項を記入してください。

(団体名)  
 (編成)  
 (曲名)  
 作曲 ■△△△△  
 編曲 ■△△△△  
 Fl ■<sup>1</sup>福<sup>2</sup>岡<sup>3</sup>花<sup>4</sup>子<sup>5</sup> ■■■■ Fl ■<sup>1</sup>北九州<sup>2</sup>次<sup>3</sup>郎<sup>4</sup> ■■■■  
 Fl ■<sup>1</sup>筑<sup>2</sup>豊<sup>3</sup>光<sup>4</sup>二<sup>5</sup>郎<sup>6</sup> ■■■■ Fl ■<sup>1</sup>南<sup>2</sup>口<sup>3</sup>口<sup>4</sup>瑠<sup>5</sup>香<sup>6</sup>

※楽器名は，半角で入力（同楽器の I II III の記入は必要ありません）。  
 ※楽器持ち替えの場合は，Fl&Pic のように半角で「&」を入れる。  
 ※編成の名称は修正させていただく可能性がございます。

アンサンブルコンテスト編成，楽器名の表記			
同一楽器のみ… (楽器名) △重奏			
木管楽器のみ…木管△重奏			
金管楽器のみ…金管△重奏			
打楽器のみ…打楽器△重奏			
木管楽器と金管楽器の混合…管楽△重奏			
管楽器と打楽器の混合…管打楽器△重奏			
ピッコロ	→Pic	テナーサクソフォン	→T. Sax
フルート	→Fl	バリトンサクソフォン	→B. Sax
E♭クラリネット	→E♭. Cl	ホルン	→Hr
クラリネット	→Cl	コルネット	→Cor
アルトクラリネット	→A. Cl	トランペット	→Tp
バスクラリネット	→B. Cl	トロンボーン	→Tb
コントラバスクラリネット	→CB. Cl	バリトン	→Br
オーボエ	→Ob	ユーフォニアム	→Eup
ファゴット	→Fg	E♭バス	→E♭. B
ソプラノサクソフォン	→S. Sax	チューバ	→Tub
アルトサクソフォン	→A. Sax	打楽器	→Per
		コントラバス	→St. B

## 第6 4回吹奏楽祭

- ◆日 時 令和6年6月2日(日) 開場9:15 開演9:30
- ◆会場 北九州ソレイユホール
- ◆主催 北九州吹奏楽連盟
- ◆後援 (願先) 北九州市 北九州市教育委員会 朝日新聞社
- ◆入場料 一般1,000円 学生(小・中・高)500円  
※座席を利用する場合は入場券が必要です。
- ◆参加料 1人1,000円
- ◆進行 演奏8分(2曲以内)とする。時間オーバーは認めない。
- ◆申込み (1) 連盟ホームページより参加申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、職印(学校長印、団長印等)を必ず押印すること。  
(2) 出演者名簿は、代表者会議2日前(5月2日木曜日)の19時までにメール送信すること。  
(3) 代表者会議で受付を行う。  
(4) 代表者会議には必ず責任者が出席すること。責任者が出席できない団体、および受付締切時刻に遅れた団体の出場は認めない。  
(5) 団体名は、設立者より正確に記入すること。(例 北九州市立〇〇中学校)  
(6) 出演者数は、指揮者を除いた人数を記入すること。  
(7) 演奏曲目等は、日本語・原語の両方を記入すること。  
(8) 演奏時間は、正確に記入すること。  
(9) 参加料は、コンサート後2週間以内に指定用紙にて振込みとする。  
(10) 代表者会議後の演奏人数増減については、コンサート当日の団体受付で計算書にて報告すること。ただし、減員については、参加料の減額は行わない。  
(11) 最終確認(当日の団体受付)の出演者数を超えて演奏した場合は、他団体との重複出演とみなし、参加料を追加徴収する。  
(12) 学校行事・検定試験等のため、出演順に関して配慮を求める団体については、代表者会議の3日前(5月1日水曜日)までに事務局にe-mailで連絡すること。
- ◆その他 (1) 入場券の残券は、コンサート当日団体受付に提出すること。なお、売上金は後日指定用紙にて振込みとする。  
(2) 譜面台80本は、ステージ据え付けとして連盟で準備する。なお、運営上譜面台の持ち込みはしないこと。  
(3) 譜面紙は使用しないこと。  
(4) ステージ配置図は、連盟ホームページよりダウンロードして記入し、当日団体受付にA3サイズで2部提出すること。  
(5) 連盟チャイムおよびピアノを使用する場合は、代表者会議の際に申し出ること。  
(6) ステージ進行の妨げになるような演出は行わないこと。なお、特別な演出を考えている団体については、代表者会議の3日前(5月1日水曜日)までに事務局にe-mailで連絡すること。

### 代表者会議

- ◇日 時 令和6年5月4日(土) 受付開始14:00  
受付締切15:00  
会議開始15:00
- ◇会場 黒崎ひびしんホール(中ホール)
- ◇内容 (1) 書類提出 ①参加申込書 ②プリントアウトしたプログラム内容  
③演奏利用明細書 ④アナウンス原稿  
(2) 配付物 ①計算書 ②資料 ③その他  
(3) 諸注意および諸連絡  
(4) 出演順抽選



## 第38回福岡県マーチングコンテスト

(第42回九州マーチングコンテスト予選)

※詳細は、福岡県吹奏楽連盟事業案内をご覧ください。

- 日 時 令和6年6月16日(日)開演13:00
- 部 門 中学生部門 高等学校以上の部
- 会 場 福岡国際センター
- 主 催 福岡県吹奏楽連盟 朝日新聞社
- 後 援 福岡県教育委員会 福岡市教育委員会 北九州市教育委員会

### 代表者会議

- 日 時
  - 会 場
  - 内 容
- } 詳細は、福岡県吹奏楽連盟事業案内をご覧ください。

## 第38回福岡県小学生バンドフェスティバル

(第42回九州小学生バンドフェスティバル予選)

※詳細は、福岡県吹奏楽連盟事業案内をご覧ください。

- 日 時 令和6年6月16日(日)開演13:00
- 会 場 福岡国際センター
- 主 催 福岡県吹奏楽連盟 朝日新聞社
- 後 援 福岡県教育委員会 福岡市教育委員会 北九州市教育委員会

### 代表者会議

- 日 時
  - 会 場
  - 内 容
- } 詳細は、福岡県吹奏楽連盟事業案内をご覧ください。

## 第69回北九州吹奏楽コンクール

### 確認事項

- (1) 課題曲は、楽譜に指定された楽器で演奏してください。
- (2) 自由曲は、著作権法にふれないようご注意ください。特にアレンジ作品を演奏する場合は、著作権者に許諾を得たものでなければ演奏できません。必ず文書によって許諾を得た上で、代表者会議で提出してください。
- (3) 制限時間を超えて演奏した場合は、失格となり審査表彰の対象となりません。なお、制限時間とは、Aパートでは、課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了までの12分以内、Bパートでは7分以内です。
- (4) Aパートの演奏人数は下記の表のとおりです。Bパートは人数の制限はありません。

部 門	演奏人数	登録人数
小学生の部	自 由	演奏人員15人以内
中学生の部	50人以内	演奏人員15人以内
高等学校の部	55人以内	演奏人員15人以内
大学の部	55人以内	演奏人員15人以内
職場一般の部	65人以内	演奏人員15人以内

※ 指揮者はこの人数には含みません。

※ 上記の定められた人数内であっても、参加申込書に記載した演奏人員を超えると失格となります。なお、出場者が減った場合の参加料の払い戻しはいたしません。

- (5) 福岡県吹奏楽コンクールへの推薦については、演奏技術・音楽性はもちろんマナーについても選考の対象とします。また、推薦にあたいする団体がないと判断された時は、「該当団体なし」とすることもあります。
- (6) 参加規定は九州吹奏楽コンクール参加規定に準じます。
- (7) 希望する団体には、当該団体の評価を公表します。

## Aパート【中学生・高等学校部門】

(第40回福岡県吹奏楽コンクール予選)

- ◆日 時 高等学校部門 令和6年7月27日(土) 開場9:30 開演10:00  
中学生部門 令和6年7月28日(日) 開場9:30 開演10:00
- ◆会場 北九州ソレイユホール
- ◆主催 北九州吹奏楽連盟 朝日新聞社
- ◆後援 (願先) 北九州市 北九州市教育委員会
- ◆入場料 一般1,200円 学生(小・中・高)800円  
※座席を利用する場合は入場券が必要です。
- ◆参加料 1人1,000円(登録人員分納入のこと)
- ◆進行 演奏12分、入れ替え3分の15分進行とする。
- ◆表彰 表彰は金賞、銀賞、銅賞で行う。
- ◆申込み (1) 連盟ホームページより参加申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、職印(学校長印、団長印等)を必ず押印すること。  
(2) 出演者名簿は、代表者会議2日前の19時までにメール送信すること。  
(3) 代表者会議で受付を行う。  
(4) 参加料は、大会後2週間以内に指定用紙にて振込みとする。  
(5) 代表者会議には必ず責任者が出席すること。責任者が出席できない団体、および受付締切時刻に遅れた団体の出場は認めない。  
(6) 出場団体は、演奏人数分の入場券を購入すること。  
(7) 同一団体からAパート・Bパートの重複出場は認めない。
- ◆その他 (1) 入場券の残券は、コンクール当日団体受付に提出すること。なお、売上金は後日指定用紙にて振込みとする。  
(2) 譜面台は、ステージ据え付けとして連盟で準備する。譜面紙は使用できない。  
(3) ステージ配置図は、連盟ホームページよりダウンロードして記入し、当日団体受付にA3サイズで2部提出すること。  
(4) 連盟チャイムおよびピアノを使用する場合は、代表者会議の際に申し出ること。

### 代表者会議

- ◇日 時 令和6年6月22日(土) 受付開始14:00  
受付締切15:00  
会議開始15:00
- ◇会場 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 大セミナールーム
- ◇内容 (1) 書類提出 ①参加申込書 ②プリントアウトしたプログラム内容  
③演奏利用明細書 ④アナウンス原稿  
(2) 配付物 ①計算書 ②大会資料 ③その他  
(3) 諸注意および諸連絡  
(4) 出演順抽選

## Bパート【全部門】

- ◆日 時 令和6年7月27日（土）開場9：30 開演10：00
- ◆会 場 北九州ソレイユホール
- ◆主 催 北九州吹奏楽連盟 朝日新聞社
- ◆後 援 （願先）北九州市 北九州市教育委員会
- ◆入 場 料 一般1,200円 学生（小・中・高）800円  
※座席を利用する場合は入場券が必要です。
- ◆参 加 料 1人1,000円（登録人員分納入のこと）
- ◆進 行 演奏7分、入れ替え3分の10分進行とする。
- ◆課 題 曲 設けない。
- ◆演 奏 人 員 制限しない。
- ◆表 彰 表彰は優良賞、奨励賞で行う。
- ◆申 込 み (1) 連盟ホームページより参加申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、職印（学校長印、団長印等）を必ず押印すること。  
(2) 出演者名簿は、代表者会議2日前の19時までにメール送信すること。  
(3) 代表者会議で受付を行う。  
(4) 参加料は、大会後2週間以内に指定用紙にて振込みとする。  
(5) 代表者会議には必ず責任者が出席すること。責任者が出席できない団体、および受付締切時刻に遅れた団体の出場は認めない。  
(6) 出場団体は、演奏人数分の入場券を購入すること。  
(7) 同一団体からAパート・Bパートの重複出場は認めない。
- ◆そ の 他 (1) 入場券の残券は、コンクール当日団体受付に提出すること。なお、売上金は後日指定用紙にて振込みとする。  
(2) 譜面台は、ステージ据え付けとして連盟で準備する。譜面紙は使用できない。  
(3) ステージ配置図は、連盟ホームページよりダウンロードして記入し、当日団体受付にA3サイズで2部提出すること。  
(4) 連盟チャイムおよびピアノを使用する場合は、代表者会議の際に申し出ること。

### 代表者会議

- ◇日 時 令和6年6月22日（土） 受付開始14：00  
受付締切15：00  
会議開始15：00
- ◇会 場 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 大セミナールーム
- ◇内 容 (1) 書類提出 ①参加申込書 ②プリントアウトしたプログラム内容  
③演奏利用明細書 ④アナウンス原稿  
(2) 配付物 ①計算書 ②大会資料 ③その他  
(3) 諸注意および諸連絡  
(4) 出演順抽選

## 小学生部門

※詳細は、福岡県吹奏楽連盟事業案内をご覧ください。

■第40回福岡県吹奏楽コンクールへの直接参加となります。

代表者会議 ※各支部で受付を行う。

◇日時 令和6年6月22日(土) 受付開始14:00  
受付締切15:00  
会議開始15:00

◇会場 未定(メールにてお知らせ)

◇内容 (1)書類提出 ①参加申込書 ②プリントアウトしたプログラム内容  
③演奏利用明細書 ④アナウンス原稿  
(2)配付物 ①計算書 ②大会資料 ③その他  
(3)諸注意および諸連絡  
(4)出演順抽選

## 大学・職場一般部門

※詳細は、福岡県吹奏楽連盟事業案内をご覧ください。

■第40回福岡県吹奏楽コンクールへの直接参加となります。

代表者会議

□日時 }  
□会場 } 詳細は、福岡県吹奏楽連盟事業案内をご覧ください。  
□内容 }

## 第57回北九州アンサンブルコンテスト

(第18回福岡県アンサンブルコンテスト予選)

### 確認事項

- (1) 編成を確認するため、演奏曲の総譜の1ページ目(楽器編成がわかるもの)のコピーを1部、団体名と編成を記載し代表者会議で提出してください。
- (2) 演奏曲は、著作権法にふれないようご注意ください。著作権者に許諾を得たものでなければ、演奏できません。指定された編成以外で演奏する場合は必ず文書によって、許諾を得た上で許諾書を提出してください。
- (3) 制限時間を超えて演奏した場合は、失格となり審査表彰の対象となりません。なお、制限時間は5分以内です。
- (4) 一団体からの出場は1チームとし、1チームは3名以上8名までとします。また、同一パートを複数で演奏しないでください。独立した指揮者は置くことはできません。
- (5) 福岡県アンサンブルコンテストへの推薦については、演奏技術・音楽性はもちろんマナーについても選考の対象とします。また、推薦にあたいする団体がないと判断された時は、「該当団体なし」とすることもあります。
- (6) 参加規定は九州アンサンブルコンテスト参加規定に準じます。
- (7) 希望する団体には、当該団体の評価を公表します。

### 中学生・高等学校部門

- ◆日 時 令和6年11月24日(日) 開場10:00 開演10:30
- ◆会場 黒崎ひびしんホール(大ホール)
- ◆主催 北九州吹奏楽連盟 朝日新聞社
- ◆後援 (願先)北九州市 北九州市教育委員会
- ◆入場料 一般1,200円 学生(小・中・高)800円  
※座席を利用する場合は入場券が必要です。
- ◆参加料 1人1,000円
- ◆表彰 表彰は金賞、銀賞、銅賞で行う。
- ◆申込み (1) 連盟ホームページより参加申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、職印(学校長印、団長印等)を必ず押印すること。  
(2) 出演者名簿は、代表者会議2日前の19時までにメール送信すること。  
(3) 代表者会議で受付を行う。  
(4) 参加料は、大会後2週間以内に指定用紙にて振込みとする。  
(5) 代表者会議には必ず責任者が出席すること。責任者が出席できない団体、および受付締切時刻に遅れた団体の出場は認めない。  
(6) 出場団体は、演奏人数分の入場券を購入すること。

- ◆その他 (1) 入場券の残券は、コンテスト当日団体受付に提出すること。なお、売上金は後日指定用紙にて振込みとする。
- (2) 譜面台は、ステージ据え付けとして連盟で準備する。譜面紙は使用できない。
- (3) ステージ配置図は、連盟ホームページよりダウンロードして記入し、当日団体受付にA4サイズで1部提出すること。
- (4) 連盟チャイムを使用する場合は、代表者会議の際に申し出ること。
- (5) 運行については、中学生部門、高等学校部門の順とし、それぞれの出演順は抽選とする。

#### 代表者会議

- |    |   |   |                               |
|----|---|---|-------------------------------|
| ◇日 | 時 | [予定] 令和6年10月19日(土)  | } 変更の可能性があります。<br>(メールにてお知らせ) |
|    |   | 受付開始14:00   |                               |
|    |   | 受付締切15:00   |                               |
|    |   | 会議開始15:00   |                               |
| ◇会 | 場 | 未定(メールにてお知らせ)   |                               |
| ◇内 | 容 | (1) 書類提出 ①参加申込書 ②プリントアウトしたプログラム内容<br>③演奏利用明細書 ④アナウンス原稿<br>⑤編成がわかる総譜または各パート譜のコピー |                               |
|    |   | (2) 配付物 ①計算書 ②大会資料 ③その他   |                               |
|    |   | (3) 諸注意および諸連絡   |                               |
|    |   | (4) 出演順抽選   |                               |

#### 小学生・大学・職場一般部門

※詳細は、福岡県吹奏楽連盟事業案内をご覧ください。

■第18回福岡県アンサンブルコンテストへの直接参加となります。

#### 代表者会議

- |                            |   |                            |
|----------------------------|---|----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 日 | 時 | } 詳細は、福岡県吹奏楽連盟事業案内をご覧ください。 |
| <input type="checkbox"/> 会 | 場 |                            |
| <input type="checkbox"/> 内 | 容 |                            |

## クリスマスコンサート2024

- ◆日時 令和6年12月15日(日) 開場9:15 開演9:30
- ◆会場 北九州ソレイユホール
- ◆主催 北九州吹奏楽連盟
- ◆後援 (願先) 北九州市 北九州市教育委員会 朝日新聞社
- ◆入場料 一般1,000円 学生(小・中・高) 500円  
※座席を利用する場合は入場券が必要です。
- ◆参加料 1人1,000円
- ◆進行 演奏8分(2曲以内)とする。時間オーバーは認めない。
- ◆申込み (1) 連盟ホームページより参加申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、職印(学校長印、団長印等)を必ず押印すること。  
(2) 出演者名簿は、代表者会議2日前(11月14日木曜日)の19時までにメール送信すること。  
(3) 代表者会議で受付を行う。  
(4) 代表者会議には必ず責任者が出席すること。責任者が出席できない団体、および受付締切時刻に遅れた団体の出場は認めない。  
(5) 団体名は、設立者より正確に記入すること。(例 北九州市立〇〇中学校)  
(6) 出演者数は、指揮者を除いた人数を記入すること。  
(7) 演奏曲目等は、日本語・原語の両方を記入すること。  
(8) 演奏時間は、正確に記入すること。  
(9) 参加料は、コンサート後2週間以内に指定用紙にて振込みとする。  
(10) 代表者会議後の演奏人数増減については、コンサート当日の団体受付で計算書にて報告すること。ただし、減員については、参加料の減額は行わない。  
(11) 最終確認(当日の団体受付)の出演者数を超えて演奏した場合は、他団体との重複出演とみなし、参加料を追加徴収する。  
(12) 学校行事・検定試験等のため、出演順に関して配慮を求める団体については、代表者会議の3日前(11月13日水曜日)までに事務局にe-mailで連絡すること。
- ◆その他 (1) 入場券の残券は、コンサート当日団体受付に提出すること。なお、売上金は後日指定用紙にて振込みとする。  
(2) 譜面台80本は、ステージ据え付けとして連盟で準備する。なお、運営上譜面台の持ち込みはしないこと。  
(3) 譜面紙は使用しないこと。  
(4) ステージ配置図は、連盟ホームページよりダウンロードして記入し、当日団体受付にA3サイズで2部提出すること。  
(5) 連盟チャイムおよびピアノを使用する場合は、代表者会議の際に申し出ること。  
(6) ステージ進行の妨げになるような演出は行わないこと。なお、特別な演出を考えている団体については、代表者会議の3日前までに事務局にe-mailで連絡すること。

### 代表者会議

- |     |   |                               |
|-----|---|-------------------------------|
| ◇日時 | [予定] 令和6年11月16日(土)  | } 変更の可能性があります。<br>(メールにてお知らせ) |
|     | 受付開始 14:00  |                               |
|     | 受付締切 15:00  |                               |
|     | 会議開始 15:00  |                               |
| ◇会場 | 未定(メールにてお知らせ)   |                               |
| ◇内容 | (1) 書類提出 ①参加申込書 ②プリントアウトしたプログラム内容<br>③演奏利用明細書 ④アナウンス原稿<br>(2) 配付物 ①計算書 ②資料 ③その他<br>(3) 諸注意および諸連絡<br>(4) 出演順抽選 |                               |



## 講習補助事業

- ◆目的 技術指導に悩む顧問を支援し、加盟団体の活動を活性化させることで、北九州地区全体のレベル向上を目指す。
- ◆対象者 北九州吹奏楽連盟に加盟し、以下のいずれかに該当する団体
  - (1) 部員数の減少などにより、パートに上級生が不在のため新入部員の楽器指導が困難である場合
  - (2) 指導者（顧問）が吹奏楽の指導の経験がない場合
  - (3) 外部指導者とのつながりがなく、これまで指導を受けたことがない場合
- ◆事業の概要 連盟が委嘱する指導者を各団体に派遣し、指導を行う。
- ◆指導内容例
  - (1) 初級者に向けての楽器ごとの技術指導、個人練習・パート練習の仕方など
  - (2) サウンドトレーニング、基礎合奏などの基本的な練習方法の指導  
※講習時間は3時間程度を想定しています。
- ◆申込みから講師派遣までの流れ
  - (1) 連盟ホームページより申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、締切日までに郵送してください。
  - (2) 申込みのあった団体の責任者と相談しながら、講師の決定を行います。
  - (3) 講師が決定次第、団体責任者と講師との間で日程の調整を行い、講習を実施してください。
  - (4) 講習が終了後2週間以内に、事業報告を郵送してください。
- ◆締切日 令和6年5月17日（金） 【消印有効】
- ◆その他
  - (1) 1団体につき1回の派遣で、補助額は一律10,000円です。それを超過する分は各団体にて負担をお願いします。
  - (2) 15団体を上限として補助します。先着順といたしますので、お早目の申込みをお願いします。
  - (3) 補助金の交付は7月下旬の予定です。
  - (4) 各団体での講習は5月から6月末までに実施してください。
- ◆送付先 総会にて連絡致します。

※北九州市立学校（小、中、高）の皆様へ

申込書類の庁内メールでの送付は避けてください。

最長で到着まで二週間程度かかっている場合があります。

その後の準備が間に合いませんのでご協力ください。

## マーチング講習補助事業

- ◆目的 マーチングの指導を受ける団体に対し、費用面の補助を行いマーチングの普及を図る。
- ◆対象者 北九州吹奏楽連盟加盟団体
- ◆申込み 連盟ホームページより参加申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、締切日までに郵送。
- ◆締切日 令和6年6月28日（金）【消印有効】
- ◆その他 (1) 補助額は一律10,000円です。  
(2) 締切日までに申請した全団体に補助しますので、締切を厳守してください。  
(3) 費用の補助のみを行いますので、会場や講師の手配は各団体で行ってください。  
(4) 補助金の交付は7月下旬の予定です。  
(5) 各団体での講習は、1月末までに実施してください。
- ◆送付先 総会にて連絡致します。

※北九州市立学校（小、中、高）の皆様へ

申込書類の庁内メールでの送付は避けてください。

最長で到着まで二週間程度かかっている場合があります。

その後の準備が間に合いませんのでご協力ください。

## 備品貸出規定

### ◆チャイム

- (1) 使用料は、搬出日・搬入日を含め1日1,000円とする。(保管場所での1回限りの使用は無料とする。)
- (2) 貸し出しの期間は最長で1週間とする。ただし、北九州吹奏楽連盟主催(主管)事業の1週間前からは貸し出しをしない。
- (3) 貸し出しは、申し込み順(「借用願い」到着順)とする。
- (4) 借用を希望する団体は、連盟ホームページより『備品借用願』をダウンロードし、必要事項を記入、団体代表者の職印(校長印, 団長印等)押印の上、事務局に提出すること。
- (5) 搬出・搬入は借用団体が責任をもって行うこととし、盗難・紛失・破損については、借用団体にて全額弁償するものとする。

## 行事後援願

- (1) 北九州吹奏楽連盟の後援を希望する団体は、連盟ホームページより『行事後援願』をダウンロードし、必要事項を記入、団体代表者の職印(校長印, 団長印等)押印の上、『行事の内容がわかるポスターやチラシ等』、及び『予算書』を添付し、事務局に提出すること。但し、北九州吹奏楽連盟の加盟団体は、書類の提出は不要とする。

## 北九州吹奏楽連盟 規約

- 第1条 本連盟は北九州吹奏楽連盟と称する。
- 第2条 当連盟は、主たる事務所を理事長または事務局長所在地に置く。  
2 当連盟は従たる事務所として連絡所を設置し、連絡所において会計管理および出納事務を行う。  
3 連絡所の責任者は事務局長とし、その所在地は理事会の議決を経た細則においてこれを定める。
- 第3条 当連盟は北九州地区の吹奏楽団をもって組織する。  
2 当連盟は、九州吹奏楽連盟北九州支部および福岡県吹奏楽連盟北九州地区となる。
- 第4条 当連盟は、九州吹奏楽連盟の掲げる目的に則し、北九州地区における吹奏楽の普及向上に寄与すると共に、団体相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第5条 当連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) コンクール等の開催  
(2) 吹奏楽祭、講習会、研究会等の開催  
(3) 吹奏楽曲創作の奨励および普及  
(4) 加盟団体の吹奏楽普及事業の助成  
(5) その他、目的を達成するために必要な事業
- 第6条 本連盟に次の役員をおく。  
(1) 理事 若干名（うち、理事長1名、副理事長2名）  
(2) 常任理事 若干名（理事総数の半数をこえない）  
(3) 監事 2名
- 第7条 役員は次のとおり選任する。  
(1) 理事長は理事の互選とし、総会の承認をうる。  
(2) 副理事長は理事長が理事の中から選任し、総会の承認をうる。  
(3) 常任理事は理事長が理事の中から選任し、総会の承認をうる。  
(4) 理事の選任は次のとおりとする。  
・加盟団体より部門を考慮して選任する。  
・学識経験者を理事に加えることができる。ただし、その数は理事総数の半数を越えてはならない。
- 第8条 役員の仕事は次のとおりとする。  
(1) 理事長は当連盟を代表し、その運営を総括する。  
(2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在のときはその職務を代行する。  
(3) 理事は理事会を組織し、当連盟の運営・事業の遂行に必要な事項を審議し決定する。  
(4) 常任理事は理事長および副理事長を補佐し、理事会の決定に基づき事業の原案作成および日常の業務を遂行する。  
(5) 監事は当連盟の事業の運営並びに会計を監査する。
- 第9条 役員の仕事は次のとおりとする。  
(1) 役員の仕事は2年間とし、再任を妨げない。  
(2) 補欠または増員により選任された役員の仕事は、前任者または後任者の残任期間とする。
- 第10条 当連盟の事務を処理するため事務局を置く。  
(1) 事務局には事務局長1名、事務局次長2名を置く。  
(2) 事務局長、事務局次長は理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。  
(3) 事務局長、事務局次長は理事が兼任することができる。
- 第11条 当連盟に名誉会長および会長を置くことができる。  
2 名誉会長および会長は理事会の議決により推戴する。  
3 名誉会長および会長の処遇は細則にてこれを定める。
- 第12条 当連盟に顧問および参与を置くことができる。  
2 顧問および参与は理事会で推薦し、理事長が委嘱する。  
3 顧問および参与は理事会および理事長の諮問機関とする。  
4 顧問および参与の処遇は細則にてこれを定める。
- 第13条 会議は総会、理事会、常任理事会、運営委員会とする。

- 第14条 総会は理事および加盟団体の代表者で組織し、理事長が招集する。  
 (1) 総会は定例会を年1回とする。  
 (2) その他理事長が必要と認めたとき、および加盟団体の3分の1以上から請求があったときは招集する。
- 第15条 総会は次の事項を議決する。  
 (1) 役員選任についての事項  
 (2) 事業計画および収支予算についての事項  
 (3) 事業報告および収支決算についての事項  
 (4) 規約、細則の決定および変更に関する事項  
 (5) その他当連盟に関する事項で、理事会で必要と認める事項
- 第16条 理事会は理事をもって組織し、必要に応じ理事長がこれを招集する。
- 第17条 理事会は次の事項を決定する。  
 (1) 総会に提案する議案の起草、報告書の作成、会議運営の準備に関する事項  
 (2) 総会決定事項の処理に関する事項  
 (3) 全日本吹奏楽連盟およびその他の文化団体との連絡に関する事項  
 (4) 役員の選任に関する事項  
 (5) 細則の決定および変更に関する事項  
 (6) 名誉会長および会長の推薦に関する事項  
 (7) 顧問および参与の推薦に関する事項  
 (8) その他事業の遂行に必要な事項
- 第18条 常任理事会は常任理事をもって組織し、必要に応じ理事長が招集する。
- 第19条 常任理事会は次の事項を決定する。  
 (1) 理事会に提案する議案の起草、報告書の作成、会議運営の準備に関する事項  
 (2) 理事会決定事項の処理に関する事項  
 (3) 各事業運営に関する事項
- 第20条 運営委員会は理事若干名で構成し、必要に応じて運営委員長が招集する。
- 第21条 運営委員会の業務は次のとおりとする。  
 (1) 常任理事会に提案する議案の起草、報告書の作成、会議運営の準備に関すること。  
 (2) その他業務遂行に必要な事項。
- 第22条 各会議の議長は次のとおりとする。  
 (1) 総会の議長は理事の互選とする。  
 (2) 理事会の議長は理事長とする。  
 (3) 常任理事会の議長は理事長とする。  
 (4) 運営委員会の議長は委員の互選とする。
- 第23条 会議は構成員の過半数の出席で成立する。ただし委任状をもって出席とみなすことができる。
- 第24条 会議の議決は出席者の過半数の賛成で決定する。可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、本規約の改廃については前項の規定を適用せず、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第25条 当連盟に加盟する団体は、加盟申込書を年度ごとに提出しなければならない。
- 第26条 加盟する団体は、毎年その年度の会費を納入しなければならない。
- |        |        |
|--------|--------|
| ・九州本部  | ¥2,400 |
| ・全日本   | ¥ 500  |
| ・福岡県吹連 | ¥ 500  |
| ・北九州吹連 | ¥4,600 |
| 合 計    | ¥8,000 |
- 第27条 (削除)
- 第28条 加盟団体は当連盟を任意に退会することができる。
- 2 当連盟を退会しようとする団体は、退会届を提出しなければならない。
- 第29条 当連盟の経費は会費、補助金、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

- 第30条 決算書は、会計年度終了後1ヶ月以内に理事長が作成し、監事による会計監査を経て総会の承認を得なければならない。
- 第31条 当連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第32条 本規約についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。
- 第33条 本連盟の設立年月日は昭和34年4月1日とする。

## 付 則

1. 本規約は昭和34年 4月 1日制定施行
2. 本規約は昭和48年 6月 1日改正施行
3. 本規約は昭和51年 4月 1日改正施行
4. 本規約は昭和57年 4月 1日改正施行
5. 本規約は昭和58年 4月 1日改正施行
6. 本規約は昭和60年 4月 1日改正施行
7. 本規約は昭和62年 4月 1日改正施行
8. 本規約は昭和63年 4月 1日改正施行
9. 本規約は平成 3年 4月 1日改正施行
10. 本規約は平成11年 4月 1日改正施行
11. 本規約は平成12年 4月 1日改正施行
12. 本規約は平成17年 4月 1日改正施行
13. 本規約は平成19年 4月 1日改正施行
14. 本規約は平成24年 4月 1日改正施行
15. 本規約は平成27年 4月 1日改正施行
16. 本規約は令和 2年 4月 1日改正施行
17. 本規約は令和 5年 4月 1日改正施行

---

### 北九州吹奏楽連盟役員選任に関する細則

北九州吹奏楽連盟規約第7条の規定による役員選任に関する細則を次のとおり定める。

**第1条 (選任事務の管理)**

選任の管理は、理事会において委嘱された若干名の役員選考委員によって組織する役員選考委員会が行う。役員選考委員長は委員の互選とする。

**第2条 (役員候補の選考)**

第1条により組織された役員選考委員会は、理事・監事候補者を選考する。

**第3条 (提案と承認)**

役員選考委員長は、理事・監事候補者を総会に提案し承認を求める。

**第4条 (役員選考委員の任期)**

役員選考委員は、第3条における役員承認をもって任期終了とする。

**第5条 (役員)の補充)**

補欠または増員による役員選任の必要が生じた場合は、理事会が役員候補者を選考し総会の承認を求める。

**第6条 (附則)**

1. この細則は平成12年 4月 1日施行
2. この細則は平成19年 4月 1日改正施行